官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（国家公安委一八）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二一四）

その他告示

○国家公安委員会告示第十八号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十六日

国家公安委員会委員長　坂井　学

氏名　ハッジャージュ・ビン・ファハド・アル・アジュミー（HAJJAJ BIN FAHD AL AJMI）

名簿に記載された年月日　2014年８月15日（2020年11月24日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＩ―199

○外務省告示第二百十四号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和七年外務省告示第百九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和七年六月九日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（ｂ）、第千三百三十三号８（ｃ）、第千三百九十号２（ａ）、第千九百八十八号１（ａ）、第千九百八十九号１（ａ）、第二千二百五十三号２（ａ）及び第二千二百五十五号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和七年六月十六日

外務大臣　岩屋　毅

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表） １．～656.　［略］ 657.　削除	（別表） １．～656.　［同左］ 657.　ハッジャージュ・ビン・ファハド・アル・アジュミー（別名：(a)ヒジャージュ・ファハド・ヒジャージュ・ムハンマド・サーヒブ・アル・アジュミー　(b)ヒジャージュ・ファヒード・ヒジャージュ・ムハンメド・セビブ・アル・アクミー　(c)ハッジャージュ・ビン・ファハド・アル・アジュミー　(d)シェイク・ハッジャージュ・アル・アジャミー　(e)ハッジャージュ・アル・アジャミー　(f)ハッジャージュ・アジャミー）